



# 島根県報

平成18年 3 月31日 (金)  
号外 第 62 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

訓 令

島根県職員被服等貸与規程の一部改正

( 職 員 課 )

訓

令

島根県訓令第23号

本 庁  
地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
島根海区漁業調整委員会事務局  
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「平成15年島根県規則第30号）第16条第 1 項」を「平成18年島根県規則第17号）第12条第 1 項」に、「第21条」を「第17条」に改め、「（以下「貸与品」という。）」を削る。

第 2 条中「貸与品」の次に「（被服その他の物品で、指定した業務に従事する職員に一定の期間貸与するものをいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 条の見出しを「（貸与品の貸与品目等）」に改め、同条中「貸与品目、貸与数及び貸与期間」を「貸与品の貸与品目及び貸与数」に改め、「とし又は貸与期間を伸縮すること」を削る。

第 7 条の見出しを「（き損等の報告及び再貸与）」に改め、同条第 1 項中「対象職員」を「職員」に改め、「、貸与品」の次に「又は共用品」を加え、同条第 2 項中「貸与期間が満了したとき、復職を命ぜられたとき、引き続き 1 年を超える期間職務に従事しないこととなった者が再び職務に従事することとなったとき又は前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による報告は、貸与品の再貸与を受けようとする対象職員にあっては貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書（様式第 2 号）により、その他の者にあってはき損・亡失届（様式第 3 号）により行わなければならない。この場合において、貸与品又は共用品をき損した職員は、当該き損した貸与品又は共用品を併せて提出しなければならない。

第 7 条を第10条とする。

第 6 条中「貸与期間が満了したとき」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、貸与品の貸与を受けている対象職員が配置換えにおいても引き続き貸与の対象となる職務に従事するときは、当該対象職員は、引き続き当該貸与品の貸与を受けることができる。



			ベルト(冬、夏、救助、活動)	1 個	3 年
5	中山間地域研究センターに勤務し、試験研究業務に従事する職員	畜産及び林業に関する試験研究分野の業務に従事する職員(長靴にあっては資源環境グループ、鳥獣対策グループ、森林林業育成グループ及び森林保護グループの職員に、安全靴にあっては資源環境グループで畜産に関する試験研究分野の業務に従事する職員に限る。)	白衣 作業衣(冬) 作業衣(夏) 長靴 安全靴	1 着 1 着 1 着 1 足 1 足	3 年 4 年 4 年 3 年 3 年
		その他の試験研究分野の業務に従事する職員	作業衣(冬) 作業衣(夏)	1 着 1 着	4 年 4 年
6	中山間地域研究センター(県有林管理スタッフに限る。)に勤務し、県有林の管理業務に従事する職員		作業衣(冬) 作業衣(夏) 長靴	1 着 1 着 1 足	4 年 4 年 3 年
7	障害者福祉課に勤務し、児童保護業務に従事する職員		作業衣(冬) 作業衣(夏)	1 着 1 着	4 年 4 年
8	保健所に勤務し、試験及び検査の業務に従事する職員		白衣 作業衣(冬) 作業衣(夏)	2 着 1 着 1 着	3 年 4 年 4 年
9	保健所に勤務し、狂犬病予防業務に従事する職員		作業衣(冬) 作業衣(夏)	1 着 1 着	4 年 4 年
10	中央病院又は湖陵病院に勤務する職員であって所属長が定めるもの		貸与品管理者が別に定めるもの	貸与品管理者が別に定める数	貸与品管理者が別に定める期間
11	児童相談所又はわかたけ学園に勤務し、児童保護業務に従事する職員		作業衣(冬) 作業衣(夏)	1 着 1 着	4 年 4 年
12	食肉衛生検査所に勤務し、食肉検査業務に従事する職員		白衣 作業衣(冬) 作業衣(夏) 長靴 作業帽 ゴム前かけ	2 着 2 着 2 着 1 足 1 個 2 枚	3 年 4 年 4 年 3 年 3 年 1 年
13	農畜産振興課家畜病性鑑定室又は家畜保健衛生所に勤務し、家畜衛生業務に従事する職員		防疫衣 白衣 作業衣(冬) 作業衣(夏) 長靴 安全靴	2 着 2 着 1 着 1 着 1 足 1 足	4 年 3 年 4 年 4 年 3 年 3 年

14	林業課（緑化センター管理スタッフに限る。）に勤務し、緑化業務に従事する職員	作業衣（冬） 作業衣（夏） 長靴	1 着 1 着 1 足	4 年 4 年 3 年
15	隠岐支庁、農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は水産事務所に勤務し、農林水産業務に関する調査、測量、指導、設計、監督、検査又は改良普及の業務に従事する職員（事務吏員を除く。）	作業衣（冬） 作業衣（夏）	1 着 1 着	4 年 4 年
16	農業技術センター（特産開発グループ及び加工研究部を除く。）に勤務し、試験研究業務に従事する職員	作業衣（冬） 作業衣（夏） 長靴	1 着 1 着 1 足	4 年 4 年 3 年
17	農業技術センターに勤務し、改良普及の業務に従事する職員	作業衣（冬） 作業衣（夏） 長靴	1 着 1 着 1 足	4 年 4 年 3 年
18	農業大学校に勤務し、教務に従事する職員	作業衣（冬） 作業衣（夏） 作業帽	2 着 2 着 1 個	4 年 4 年 3 年
19	畜産技術センターに勤務し、試験研究業務に従事する職員	白衣 作業衣（冬） 作業衣（夏） 長靴 安全靴	1 着 1 着 1 着 1 足 1 足	3 年 4 年 4 年 3 年 3 年
20	漁業取締船に乗り組む職員	合服（上、下） 制帽 制帽用白カバー ネクタイ 作業衣（冬） 作業衣（夏） 作業帽 長靴 安全靴	1 着 1 個 2 枚 2 本 2 着 2 着 1 個 1 足 1 足	3 年 3 年 2 年 4 年 4 年 4 年 3 年 3 年 3 年
21	水産試験船に乗り組む職員	作業衣（冬） 作業衣（夏） 作業帽 長靴 安全靴	2 着 2 着 1 個 1 足 1 足	4 年 4 年 3 年 3 年 3 年
22	水産技術センター附属漁業無線指導所に勤務し、無線局施設の管理事務に従事する技術吏員	作業衣（冬） 作業衣（夏）	1 着 1 着	4 年 4 年
23	水産技術センター栽培漁業部に勤務し、試験研究業務に従事する職員	作業衣（冬） 作業衣（夏） 長靴	1 着 1 着 1 足	4 年 4 年 3 年
24	商工労働部商工政策課に勤務し、計量器の検定の業務に従事する職員	安全帽 安全靴	1 個 1 足	3 年 3 年

25	産業技術センターの新機能材料開発プロジェクトチーム、新エネルギー応用製品開発プロジェクトチーム、プラズマ利用技術開発プロジェクトチーム、バーチャルリアリティ利用技術開発プロジェクトチーム、材料技術グループ、環境技術グループ、生産技術グループ若しくは情報デザイングループ又は浜田技術センター研究開発グループ(窯業に係る業務に限る。)に勤務し、試験研究業務に従事する職員	白衣 作業衣(冬) 作業衣(夏) 安全靴	2着 1着 1着 1足	3年 4年 4年 3年
26	高等技術校に勤務し、教務に従事する職員	理容科及び美容科の職員	作業衣	2着 4年
		建築科、建設科、土木工学科、設備工学科、左官技工科又は庭園技術科の職員(安全靴にあつては、建設科、土木工学科及び設備工学科の職員に限る。)	作業衣(冬) 作業衣(夏) 作業帽 安全靴	2着 2着 1個 1足 4年 4年 3年 3年
		自動車工学科又は建具製作科の職員(安全靴にあつては、自動車工学科の職員に限る。)	作業衣(冬) 作業衣(夏) 作業帽 安全靴	2着 2着 1個 1足 4年 4年 3年 3年
		その他の職員	作業衣(冬) 作業衣(夏)	2着 2着 4年 4年
27	隠岐支庁、県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、高規格道路事務所、出雲空港管理事務所又は宍道湖流域下水道管理事務所に勤務し、次の業務に従事する職員(事務吏員を除く。) 1 土木工事の執行に係る調査、測量、監督及び検査 2 公共土木施設の管理 3 建築工事の執行に係る調査、測量、監督及び検査 4 ダム又は空港の管理 5 地下資源に関する業務	作業衣(冬) 作業衣(夏)	1着 1着	4年 4年
28	試験研究機関に勤務し、試験研究業務に従事する職員(5の項、16の項、19の項、23の項及び25の項に規定する者を除く。)	白衣 作業衣(冬) 作業衣(夏)	2着 1着 1着	3年 4年 4年

## 2 技能労務職員

項	対 象 職 員	貸 与 品 目	貸与数	標準期間
1	守衛	冬服(上、下) 夏服(上、下) 夜間専用服(上、下) 替えズボン 冬帽子 夏帽子 ネクタイ	1着 1着 1着 1着 1個 1個 1本	4年 3年 4年 4年 4年 4年 2年

		夜間専用帽子	1 個	4 年
2	施設管理技師	作業衣(冬) 作業衣(夏)	2 着 2 着	4 年 4 年
3	営繕技術員	作業衣(冬) 作業衣(夏)	2 着 2 着	4 年 4 年
4	調理師及び調理員	調理服(冬) 調理服(夏) 作業ズボン又はスカート 長靴	3 着 3 着 1 着 1 足	3 年 3 年 1 年 3 年
5	医療技術員	貸与管理者が別に定める もの	貸与品管 理者が別 に定める 数	貸与品管 理者が別 に定める 期間
6	予防技術員	作業衣(冬) 作業衣(夏) 作業靴 作業帽	2 着 2 着 1 足 1 個	4 年 4 年 3 年 3 年
7	管理技師	作業衣(冬) 作業衣(夏) 作業靴 長靴 作業帽	2 着 2 着 1 足 1 足 1 個	4 年 4 年 3 年 3 年 3 年
8	運転技師	作業衣(冬) 作業衣(夏)	2 着 2 着	4 年 4 年

注 1 対象職員欄に重複して掲げてある職員の貸与品については、これらの規定にかかわらず、貸与品管理者が定める。

2 1 の場合において、貸与品管理者が 2 人以上あるときは、当該貸与品管理者が協議して定めるものとする。

別表の次に次の 3 様式を加える。

様式第 1 号 ( 第 6 条関係 )

( 所属長 ) 様 年 月 日  
所属名  
職 名 氏 名 印

貸 与 品 貸 与 申 請 書

貸与品の貸与を受けたいので、島根県職員被服等貸与規程第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与品目
- 2 規格
- 3 数量
- 4 対象職務及びその 1 月当たりの従事日数

様式第 2 号 ( 第10条関係 )

( 所属長 ) 様

年 月 日

所属名

職 名 氏 名 印

貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書

下記のとおり貸与品を ( き損 亡失 ) したので、島根県職員被服等貸与規程第10条第 2 項の規定により再貸与を申請します。

記

- 1 貸与品目
- 2 規格
- 3 数量
- 4 き損の程度及び理由又は亡失の理由



様式第 3 号 ( 第10条関係 )

( 所属長 ) 様 年 月 日  
所属名  
職 名 氏 名 印

き 損 ・ 亡 失 届

下記のとおり ( き損 亡失 ) したので、島根県職員被服等貸与規程第10条第 2 項の規定により報告します。

記

- 1 品目
- 2 貸与品、共用品の別 ( 貸与品 共用品 )
- 3 規格
- 4 数量
- 5 き損の程度及び理由又は亡失の理由

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。